

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 府民文化総務課	普通財産の使用貸借契約及び賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録されていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	下水道管 31.32m マンホール 0.865m	非営利	公共下水道事業 (施設名：府立大学事務局)	無償	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名：府立大学事務局)	3,400円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本(通信 ケーブル2条)	営利	電気通信事業 (施設名：府立大学事務局)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	ガス管 (地下埋設物) 60mm/1.85m 60mm/2.4m	営利	都市ガス供給 (施設名：府立大学事務局)	400円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (施設名：女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (ケーブルテレビジョン) (施設名：女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1～ R3.3.31		
土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名：女子大学大仙校舎)	5,400円	R2.4.1～ R3.3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>無体財産権について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 489 1673 669"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目</th> <th>財産名</th> <th>登録番号</th> <th>登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無体財産権</td> <td>商標権</td> <td>ワッハ上方ロゴマーク</td> <td>第4298255号</td> <td>平成11年7月23日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日	無体財産権	商標権	ワッハ上方ロゴマーク	第4298255号	平成11年7月23日	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 (3) 物権は、それを設定した日。 (4) 無体財産権は、それを登録した日。 (5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日									
無体財産権	商標権	ワッハ上方ロゴマーク	第4298255号	平成11年7月23日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	<p>普通財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1" data-bbox="510 562 1623 978"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>※ 23.12㎡</td> <td>非営利</td> <td>物置の設置</td> <td>96,300円</td> <td>H31.4.1～ R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,677.80㎡</td> <td>非営利</td> <td>夏祭りの開催</td> <td>20,730円</td> <td>R1.8.17</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,677.80㎡</td> <td>非営利</td> <td>餅つき大会の開催</td> <td>21,120円</td> <td>R1.12.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。</p>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	※ 23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～ R2.3.31	土地	1,677.80㎡	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17	土地	1,677.80㎡	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳への登録及び更新登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
土地	※ 23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～ R2.3.31																						
土地	1,677.80㎡	非営利	夏祭りの開催	20,730円	R1.8.17																						
土地	1,677.80㎡	非営利	餅つき大会の開催	21,120円	R1.12.15																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	建物	大阪府中央区難波千日前 12-7 (YES・NAMBAビル)	609.943 m ²	大阪府立上方 演芸資料館として使用	18,462,444 円	H30.4.1 ~R3.3.31		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)